

## 8. 県 た ば こ 税

区 分	売 渡 し た 製 造 た ば こ の 本 数	調 定 額
	本	円
前年度行為分 (期限後申告)	9,958	10,653
3 月	572,437,825	612,508,470
4 月	565,139,784	604,699,587
5 月	553,243,060	591,970,069
6 月	575,769,483	616,073,913
7 月	571,080,979	611,056,645
8 月	588,701,739	629,910,854
9 月	593,153,688	634,674,443
10 月	559,875,748	599,067,046
11 月	572,763,474	612,856,911
12 月	605,749,945	648,152,436
1 月	522,422,518	558,992,090
2 月	518,131,512	554,400,713
計	6,798,479,713	7,274,373,830
手持品課税	1,870,035	139,645
合 計	6,800,349,748	7,274,513,475

・ 税率は、税制改正により下表のとおり段階的に引き上げられた。

(税率：円/1,000本)					
引き上げ時期	H30.4.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1
一般品	860円	930円	930円	1,000円	1,070円
旧三級品	656円	656円			

・ 手持品課税とは、税率引上げに伴い、旧税率で仕入れたたばこの税率改正日現在の在庫分について、その差額を小売業者等が申告し課税することである。